

様式第 1（第 15 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 6 年度第 1 回和泉市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和 6 年 7 月 18 日（木）午後 2 時
開催場所	和泉市役所別館 3 階 3－2 会議室
出席者	・運営協議会委員 山本会長、吉川会長代行、泉谷委員、和田委員、上嶋委員、北野委員、櫻井委員、大平委員、山村委員、村田委員、堀田委員、瀬戸委員 ・事務局 吉田副市長、立花市民生活部長、中野保険年金室長、池辺国民健康保険担当課長、田中総括主幹、北野総括主幹、棚次総括主査、小早川総括主査
会議の議題	議事 案件 1 令和 5 年度和泉市国民健康保険特別会計決算見込等について 案件 2 保険証の廃止について
会議の要旨	・令和 5 年度和泉市国民健康保険事業特別会計決算見込等についての報告を行う ・保険証の廃止に係る進捗と今後の予定について説明
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開 傍聴者なし

審議内容	
司会	開会
会長	会長により議事進行
事務局	案件 1 「令和 5 年度和泉市国民健康保険特別会計決算見込等について」事務局から説明 (質問なし)
事務局	案件 2 「保険証の廃止について」事務局から説明
委員	資格確認書と資格情報のお知らせの違いはなにか。
事務局	資格確認書については、保険証に代わるものというイメージで、紙の保険証の代わりに資格確認書を病院に持っていく。カード型で保険証と同サイズとなる。今後は、マイナ保険証か、資格確認書で受診するかの 2 パターンになる。 ただし、マイナ保険証に対応していない病院等では、マイナンバーカード自体には保険証の情報が書かれていないため、資格情報のお知らせを併せて持っていく必要がある。
委員	マイナ保険証を持っていない方は 2 種類あり、マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードを持っているが保険証の紐付けをしていない方がいる。現在、マイナンバーカードを持っていない方が新規で作成された場合や保険証の紐付けをしていない方が、紐付けをしたタイミングで資格情報のお知らせを交付する必要があるが、そのタイミングはどうする予定か。 本人の申出が必要なのか、職権で確認して送付するのか。来年の 10 月末までは、保険証がないので治療ができないという切羽詰まった状況ではないが、保険証を発行しなくなった時点で、マイナ保険証か資格確認書を持って病院等の受診の 2 択になってくる。切り替わるタイミングをどのように把握し、資格情報のお知らせを送るのか。
事務局	マイナ保険証に切り替わった方にいつのタイミングで資格情報のお知らせを送送するのかについては、まだ決定していない。 マイナ保険証を持った方に、資格情報のお知らせをいつかのタイミングで送らないといけなことは認識している。定期的になるのか、例えば 1 か月毎など、決まり次第、周知していきたい。
会長	マイナ保険証の紐付け情報は、市でつかめるということで理解してよいか。 紐付けに切り替えた段階で市に情報共有化されているということか。
事務局	はい、データを通して、対象者を把握できると認識している。
委員	資料にあるマイナ保険証との紐付け件数 1 万 8,000 人とは、マイナンバーカードを持っている人の数ではなく、保険証と紐付けをしている人数である。市で紐付け状況を把握でき次第、毎日確認して資格情報のお知らせを毎日送っていくのか、月締めで処理するのかなど、ルール決めをしていかないと事務が煩雑になってくるため、想定して対応する必要がある。
委員	保険証の廃止に関して、今年の 10 月に更新される保険証は来年の 10 月まで有効ということで、それ以降は廃止になるのか。 もう 1 点、マイナ保険証を持つには、本人が申請しないといけないか。 今年の 10 月に更新されて送ってくる書類の中で、大切なお知らせにマイナンバーが記載されていれば、マイナ保険証に紐付けされていると理解してよいか。

審議内容	
事務局	まず1点目の保険証の有効期限について、令和6年10月に送る保険証は、令和7年10月末までの期限であり、これ以降は保険証が使えなくなり資格確認書に変わる。ただし、12月2日以降に新たに加入する方は、先に資格確認書を持っているという状況になる。 2点目、マイナ保険証は本人が申請しないといけないかについて、まず、マイナンバーカードを申請・取得をしてから保険証の利用登録を行う必要があり、本人申請が2回必要になる。その後、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになり、保険証として登録申請の段階を終えた方が約57%いるという状況である。 3点目、「大切なお知らせ」の内容について、マイナンバーの下4桁が記載されていても保険証の利用登録を終えているわけではなく、加入者全ての方に番号が掲載されたお知らせを送付するものである。
委員	今、薬局ではマイナ保険証を提示していただくよう声掛けをしているが、その時に保険証と紐付けがされていない方は、そこで登録することができる。患者さんに積極的に紐付けしてもらっているが、今年の12月2日以降にその方がいろんな医療機関にかかっていて、ある医療機関はマイナ保険証に対応可、別の医療機関は対応不可で資格情報のお知らせと一緒に持って行かないといけないなど、発行までのタイムラグがあまり長いと被保険者に不便が生じてしまうのではないかと危惧する。マイナ保険証に紐づけする声掛けも少なくなってしまうので、タイムラグをなるべく短くしてもらいたい。
事務局	マイナ保険証を登録してデータが反映されるまで数日かかるので、マイナ保険証を登録してからすぐに病院等でマイナ保険証のカードを確認しようとしてもデータが反映されていない状況が発生している。不便をおかけすることがまだ続くとは思いますが、市民の皆様はマイナ保険証を利用してもらうにあたり、現在は申請から1か月ぐらいで交付できるようになり、以前より不便さは少しずつ減ってきていると思う。
委員	せめて各市町村の国保の間だけでも統一して、「この間は不便をかける」などの説明が被保険者にできるような資料が12月までにあればありがたい。
委員	マイナ保険証は「デジタル」、保険証、資格確認書、カード等の紙は「アナログ」と分けて考えると来年10月31日まではアナログとデジタル両方使える。その間は安全だが、それ以降になるとデジタルまたはアナログとなり併用できなくなるため、デジタルで対応できない時のために「資格情報のお知らせ」をタイムラグなく加入者に送らなければ現場も詰まってしまう。そのことは、各保険者もどうしたらよいか悩ましく、政府の情報を待っているところである。
会長	マイナ保険証を取得すればデジタルで受診できるということだが、資格情報のお知らせは、医療機関側が読取機を持っていないときに必要となる。ただ被保険者にとってはマイナ保険証が使用できるかわからないので、マイナ保険証だけとするのが一番理想だと思うが、医療機関にも、設備をしっかりと整えてもらう勧奨、手立てを打つ必要がある。その点についてはどうなっているのか。それと資格確認書は、マイナンバーカードと保険証との紐づけをしていない人については送られていくということだが、被保険者が申請すれば資格確認書を交付してもらえということか。 マイナ保険証の場合は、読取機非対応の医療機関受診の場合、資格情報のお知らせと2つ必要となれば、資格確認書1枚だけ持っていくほうが利用しやすいということで、ずっと申請される可能性があると思うが、それに対する考えと対応について伺いたい。

審議内容	
事務局	本市の現状は、読取機は医療機関の導入実績9割を超えている。残りの7%ぐらいについて本市の国民健康保険担当から斡旋するようなことはできていない。 また、マイナ保険証を持っている方が資格確認書の二重所持状況が発生すると、二重持ちの方が便利だから皆がそのようにするのはないかということだが、市としては必要な方には、マイナ保険証所有者にも資格確認書をお渡しする。基本的に国としてマイナ保険証を勧めるということを目指しているので、市から積極的に資格確認書を取るよう勧めることは考えていない。
会長	読取機非対応の医療機関について、国で対応するのか市として別の部署でやっていくのかは別として、資格情報のお知らせがないと不便を生じるということになるので、どこが対応していない等、情報を出せるのであれば出していき、医療機関に行ってから「必要だった」ということにならないよう考えていただきたい。 マイナ保険証を持っている人でも申請があれば資格確認書を交付することとなり、マイナナンバーカードと資格情報のお知らせの2つを持つより資格確認書の方が便利となってくる。マイナ保険証で全て対応できるよう、医療機関等の対応も必要になってくるかと思う。
委員	紙の保険証は、令和7年10月末で廃止され、マイナ保険証に切り替わらない人がいる場合は、資格確認書で保険情報を確認する。国はマイナナンバーカードと保険証を紐づけする方向だが、マイナナンバーカードを取らない人もいる。ずっと資格確認書でやるという人がいるというなかで、紙の保険証を廃止するということに疑問がある。
事務局	仰る通り、マイナナンバーカードを取得する人が100%で、紐付けする人が100%にならない限りは完全に保険証廃止というふうにはならない。マイナナンバーカード取得率が74%ぐらいなので、資格確認書が数年でゼロにはならないのではないかと考えている。
委員	保険組合では、例えば来年の1月1日に会社に入社した場合、資格取得届という届出が会社から提出されるが、そこに資格確認書の発行希望というチェック欄がある。チェックがある人には資格確認書を送る。保険証をすぐに交付できず保険診療を受けられないということは被保険者の不利益になり、渡さないといけない。マイナナンバーカードを持ってない、あるいは紐付けしてないとチェックが入っていたら、速やかに資格確認書を出すということになる。国民健康保険の場合は職権でいくのか、資格取得に何らかの意思表示するようなことを想定しているのか、確認したい。
事務局	マイナ保険証を持っている方については、申請書を出していただき、資格確認書を発行する。 新規に加入した方のマイナ保険証の所有の有無は、情報がないので、社会保険同様、本人からマイナ保険証の有無、資格確認書が必要かどうかを口頭確認した上で対応していく形になると思われる。
委員	マイナナンバーカードと保険証の統合というのは、お薬手帳の内容、医療機関の受診歴など全部が入っていると聞いたが、それは資格情報のお知らせの中にも入っているということか。
事務局	資格情報のお知らせについて、ただの紙でこちらには情報は入っていない。
委員	では、資格情報のお知らせは資格確認書と一緒にあり、別々に出す必要があるのか。
事務局	資格確認書については、保険証の代わりであり、資格情報のお知らせについては、マイナ保険証を補足するもの。病院に出すときには、メインとしては、マイナ保険証もしくは資格確認書になる。

審議内容	
委員	その資格情報のお知らせというのは、マイナンバーが読取機で受け付けられない時に必要ということか。
事務局	資格情報のお知らせについては、マイナンバーカード非対応の病院等がまだ数%あるため、そこについては資格情報のお知らせを併せて受付の方に提示することになる。
委員	70歳以上の方は高齢受給者証の提示が必要であるが、70歳以上の方が受診する場合は3種類の書類が必要ということか。
事務局	資格情報のお知らせには、70歳以上の方には負担割合を記載することになっているので、マイナンバーカードと資格情報のお知らせ2枚で受診いただけることになっている。
会長	(案件2について、その他質問ない旨確認) その他として何か質問、意見などないか。
委員	案件1の決算について、確定分というのはどの段階で、どんな形でお知らせいただけるのか。 資料が総数で示されているが、詳細なデータを示してもらわないと推移や今後がわかりにくい。他の市町村の協議会の資料はかなり詳細に報告しているところもある。総数だけで推移を見るのは非常に無理がある。工夫してどの数字がどのように変化していったのかわかるようにしてほしい。 最後にもう1点、比較が平均値になっている。例えば収納率は平均値との比較になっているが、これは平均点以上あれば良しとするのか。健保組合、協会健保でも、各支部の収納率と比較して、収納率がどこにいるのか立ち位置を公にしている。設定した目標の達成やPDCAを回すのに平均値を上回っているということで安堵してはならない。納付率、収納率についても、府下の市町村と比較し、和泉市がどの辺のレベルなのかというようなことも公表すればより有意義な議論になるのではないかと思うのでお願いしたい。
事務局	決算の決定については、決算委員会が11月にあるので、その後の確定という形になる。今回の資料は、ほぼ決算値とイコールになるかと考えている。 資料の件については、ご意見いただいたので他市の状況も確認し、議論を活性できるような資料にさせていただきたいと思う。
会長	医療機関の先生方にお聞きしたい。先程の保険証の件だが、医療機関とすれば今は両方に対応しないといけない。一方では機械も導入しないといけないということで、医療機関では、以前より負担が増えたという感覚なのか。
委員	負担ということではないが、マイナ保険証のデータが違っている場合などがあるので、その確認が必要な時がある。確認するにしてもどちらか1つでいいのではなく、マイナ保険証を持っている方も保険証を必ず持ってきていただき、確認する手間というのは確かにある。全てがマイナンバーカードで100%うまく動いているかというとはそうではない。
委員	今、委員が話したように、マイナ保険証のデータそのものがおかしいというのは、確かにある。やはり補強として、今の資格のわかるものがあれば助かるかと思う。 レセプトをオンラインで請求しているが、高齢の先生方で患者が1日数人という病院等は、紙のレセプトで請求しているところもあり、読取機そのものを設置していない。やはり導入に50万円程度かかるので、その先生方にはなかなかしんどい。確かに国の補助もあり、手動式カードリーダーを勧めたりしているが、歯科において約100軒の中の約5軒は、紙での請求という状況である。

審議内容	
委員	先ほども話したが、薬局の立場的には、今までは積極的に保険証を確認せず、医療機関から来た処方箋に書いてある保険証の番号が違ったときに保険証を確認する作業だった。今は、マイナンバーカードの確認、保険証と紐付け、また診療情報提供への同意など作業が増え1人増の配置が必要。マイナ保険証との紐づけを積極的に進めているのか、今の議論の中で、紐づけたことにより医療機関を受診できなくなることが、一番怖いと思っている。慎重にしていけないといけないと考えさせてもらった。 (その他、案件以外で質問、意見等ない旨確認)
会長	私からご報告させていただく。 本日、臨席の委員の任期は令和6年7月末をもって終了のため、薬剤師会代表委員、被保険者代表委員2名については交代となる。長年、本運営協議会をとおして、国民健康保険事業の運営に多大なるご尽力を賜ったことに厚く御礼を申し上げる。
副市長	(お礼の挨拶) 本日も慎重なご審議、ご協議賜り、又3名の委員の皆さまは長きにわたり重責を果たしていただき厚く御礼申し上げます。 保険証の廃止について様々な意見をいただいた。事務のフロー、ルールをしっかりと固めて、市民の皆様方への周知、広報を徹底する。 今日いただいた意見を十分に踏まえて、他の地方公共団体の動向や、本日、社保の動きについても説明があったので、情報連携をした上で周知広報をしていきたいと思う。 医療機関に対して働きかけも必要ではないかという意見は、三師会とも十分相談をした上で地方公共団体として、果たすべき役割がないか検討、実行に移していきたい。協議会資料のあるべき姿については、会長、副会長とその都度、相談した上で、各委員の要望にできるだけ答えるような形で資料提出し、審議協議をさせていただく。 最後に今、国民健康保険は、大きな過渡期に立たされている。1つはDX、1つは世界的な経済情勢、そして国保の運営主体が都道府県へ移行するということである。さらに、病気になってからの対応だけではなく、病気にならないように、身体的、精神的な健康に加えて、社会的な健康を保つことを目指す健幸（ウェルビーイング）を意識した取り組みが重要である。今後も、運営協議会としっかりと協議していきたい。
会長	閉会 以上